

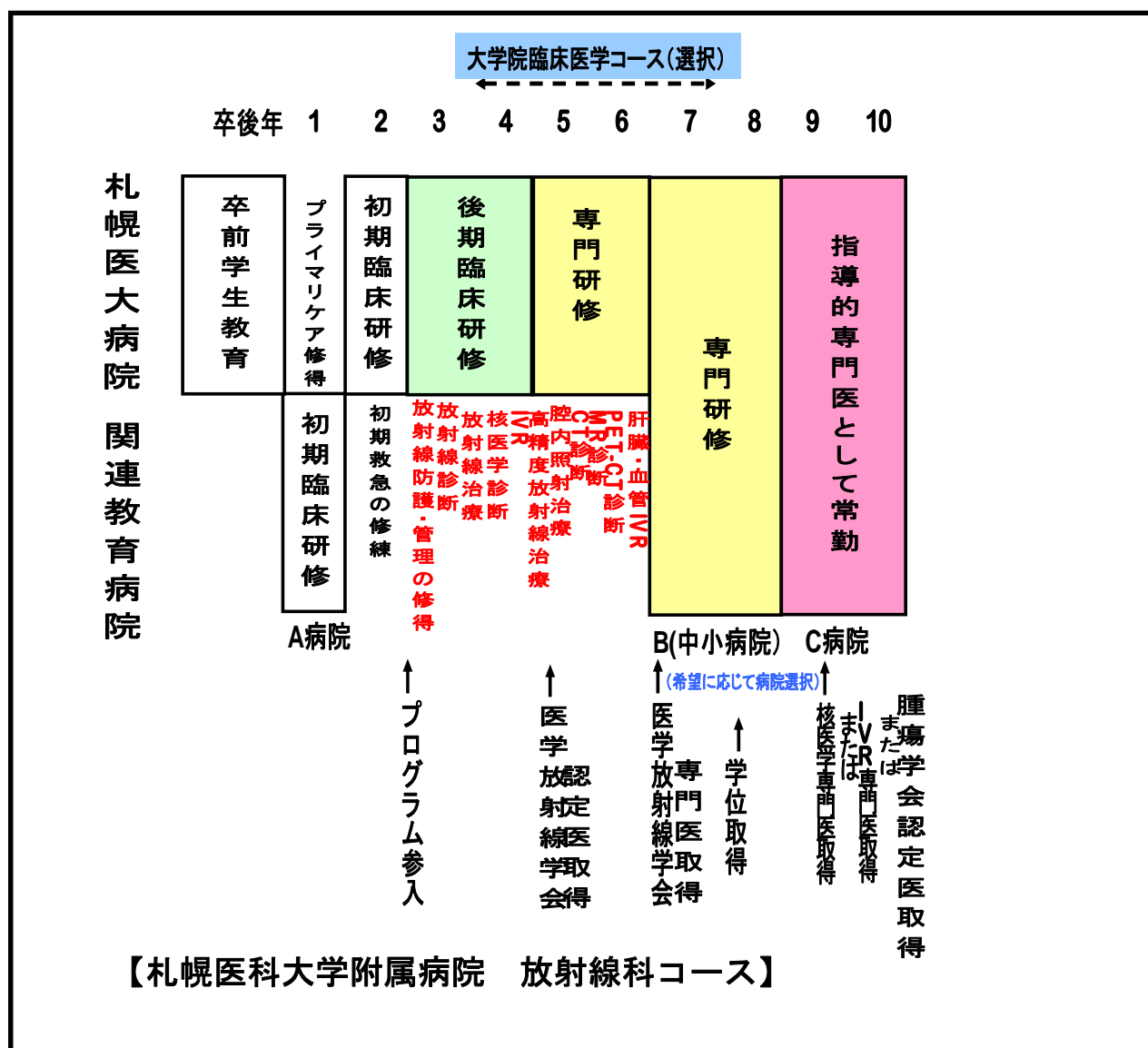
放射線科

放射線科コース

(1) コースの全体像

①初期研修は1年目札幌医科大学附属病院、2年目関連教育病院、あるいは1年目関連教育病院、2年目札幌医科大学附属病院で行うことを推奨する。または2年とも札幌医科大学附属病院での研修も可能である。②3、4年目は札幌医科大学附属病院で放射線医学全般（診断、治療、IVR、核医学）を研修する。③5、6年目は札幌医科大学附属病院あるいは関連病院にて診断あるいは治療の専門研修をする。④7年目に日本医学放射線学会専門医試験を受験する。⑤続いて2-3年間（卒後10年目まで）は札幌医科大学附属病院あるいは関連教育病院で専門性を活かした研修を行い、高度な専門性を修得し当該分野の指導医としての素養を備える。また、日本放射線腫瘍学会認定医、日本核医学会専門医、日本IVR学会専門医を受験する。希望者は3年目以降より大学院臨床医学コースに入り臨床研究を併行し学位も取得する。

なお、本プログラムの他コースの一部を選択することができる。



(2) コースの概要

コース名：札幌医科大学附属病院 放射線科コース						
大学病院・医療機関名	診療科名	専門分野名	指導者数	目的	養成(受入)人数	期間
札幌医科大学附属病院	放射線科	放射線診断放射線治療 IVR、核医学	16	放射線医学一般・放射線診断・放射線治療・IVR・核医学の研修。他コースの研修医も研修可能。	1	5～6年
市立札幌病院	放射線科および画像診療科	放射線治療および放射線診断	3	食道癌や肺癌に対する化学放射線治療。肝癌に対する IVR。CT・MRI 診断。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
北海道がんセンター	放射線科	放射線治療	4	頭頸部癌や子宮癌に対する化学放射線治療。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
KKR 札幌病院	放射線科	放射線治療および放射線診断	2	乳癌・肺癌に対する放射線治療。CT・MRI 診断。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
JR 札幌病院	放射線科	放射線科診断	1	肺疾患・腹部疾患の CT・MRI 診断。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
室蘭市立病院	放射線科	放射線治療および放射線診断	2	肺癌・頭頸部癌に対する放射線治療。MRI 診断。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
函館五稜郭病院	放射線科	放射線治療および放射線診断	3	頭頸部癌・乳癌に対する放射線治療。CT 診断。PET-CT 診断。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
函館国立病院	放射線科	放射線治療	2	乳癌・肺癌に対する放射線治療。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
函館市医師会病院	放射線科	放射線診断	1	肝臓癌の IVR。CT 診断。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年

(3) コースの実績

2007年の札幌医科大学附属病院放射線科の新規治療患者は約800例で、CT・MRIを中心とした画像診断例以上、核医学診断例を行っており、放射線診断専門医および放射線治療専門医を取得するのに十分な実績を有している。また、関連病院も総合病院であり、研修体制は整備されている。

(4) コースの指導状況

札幌医科大学附属病院放射線科には16名の放射線科専門医がおり指導体制が整っている。関連医療機関にも専門医が常勤して学会修練施設あるいは協力施設になっている。専門医に欠員が発生した場合には、優先的に大学病院あるいは他の関連医療機関から専門医が派遣される。

(5) 専門医の取得等

学会等名	日本医学放射線学会
資格名	放射線専門医

資格要件	<p><日本医学放射線学会認定医・専門医試験の受験資格> 学会の会員で、</p> <p>イ. 認定医試験は、初期臨床研修終了後、本学会正会員となって2年以上で、その間2年以上は学会が認定した修練機関において画像診断、IVR、放射線治療を研修したもの。</p> <p>ロ. 専門医試験は、認定医試験合格後、2年以上学会が認定した修練機関において、放射線診断あるいは放射線治療を研修したものに対し専門医の受験資格を与える。</p>
<p>学会の連携等の概要 当該学会主催の年次講演会及びセミナーに積極的に参加し、専門的知識を習得する。</p>	

学会等名	日本放射線腫瘍学会
資格名	日本放射線腫瘍学会認定医
資格要件	<p>認定医を申請する者は以下の資格を要する。</p> <p>イ. 通算7年以上、本会会員であること。但し、日本放射線学会の放射線科専門医の二次試験を「放射線治療」で受験し合格した者は、通算5年以上、本会会員であること。</p> <p>ロ. 通算5年以上の放射線治療に関する研修を終えていること。</p> <p>ハ. 申請時から溯って5年以内に次に掲げる単位を20単位以上取得していること。「(1) 本会年次学術大会への参加：3単位 (2) 年次学術大会での発表：筆頭演者2単位、共同演者1単位 (3) 本会が認定した放射線治療に関連する学会等への参加：2単位ないし1単位 (4) 上記(3)の学会、研究会等での発表：筆頭演者のみ1単位 (5) 放射線治療に関する学術論文業績：本会会誌の筆頭著者4単位、共同著者2単位；その他、本会が認定した学術誌の筆頭著者2単位、共同著者1単位)」</p> <p>ニ. 過去7年以内に、学会あるいは研究会における筆頭発表者として放射線治療に関する演題、または筆頭演者としての放射線治療に関する論文の発表</p>
<p>学会の連携等の概要 当該学会主催の年次講演会及びセミナーに積極的に参加し、専門的知識を習得する。</p>	

学会等名	日本IVR学会
資格名	日本インターベンショナルラジオロジー学会専門医
資格要件	<p><専門医の認定を申請するもの>は、次に定めるすべての資格を有する。</p> <p>(1) 日本国の医師免許を有すること。</p> <p>(2) 入会后、継続して5年以上本学会会員であること。</p> <p>(3) 本学会の認めるIVRに関連する学会の専門医に相当する資格を有すること。</p> <p>(4) 本学会が認定した修練施設において、2年以上のIVRの修練を行っていること。</p> <p>(5) 上記(3)、(4)に該当しない本学会会員については別に定める。</p> <p><申請書類> 専門医の申請にあたっては、次に定めるすべての資料を提出する。</p>

	<p>(1) 申請資格を証明する資料</p> <p>(2) 過去5年間に術者あるいは第一助手として施行したIVR 200例の一覧</p> <p>(3) 過去5年間に行ったIVRに関する学術発表ならびに学術論文の一覧</p> <p>< 審 査 ></p> <p>専門医制度委員会は書類審査ならびに試験の結果を総合的に審査し、委員長が統括した後に理事会に報告する。委員会は次に定める基準に従って審査を行う。</p> <p>(1) 申請資格を有すること。</p> <p>(2) 専門医として十分な内容の経験を有すること。</p> <p>(3) 専門医として十分な内容の学術研究を行っていること。</p> <p>(4) 試験において高い評価が認められること。</p> <p>< 試 験 ></p> <p>専門医制度委員会は専門医試験を行い、専門医審査にあたっての資料とする。試験は以下に従って行われる。</p> <p>(1) 年1回行い、試験方法は別に定める。</p> <p>(2) 試験官は専門医の資格を有するものに委託される。</p> <p>(3) 受験を希望するものは以下の各号を定められた期限内に提出する。</p> <p>イ) 第6章第12条に定められる書類一式</p> <p>ロ) 受験票</p> <p>(4) 所定の受験料をおさめること。その金額は別に定める。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学会の連携等の概要
 当該学会主催の年次講演会及びセミナーに積極的に参加し、専門的知識を習得する。

学会等名	日本核医学会
資格名	日本核医学会専門医
資格要件	<p>< 専門医試験の受験の要件 > は、受験申請の時点で、下記 (1) ~ (5) のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 日本核医学会の正会員であること。</p> <p>(2) 会費を完納していること。</p> <p>(3) 医師国家試験合格後5年以上経過していること。なお、平成16年4月の新医師臨床研修制度発足後に同制度による臨床研修（以下、初期臨床研修）を開始した場合、医師国家試験合格後6年以上経過していること。</p> <p>(4) 医師としての臨床経験が研修医の2年間を含んで5年以上あること。なお、新医師臨床研修制度発足後に初期臨床研修を開始した場合、医師としての臨床経験が初期臨床研修期間の2年間を含んで6年以上あること。</p> <p>(5) 前章の教育病院において、指導担当医の指導で所定のカリキュラムによる核医学診療並びに放射性物質安全取扱いの基礎事項の研修歴が5年以上あること。</p> <p>< 申請の方法 ></p>

	<p>専門医申請者は第20 条の要件を満たし、下記の必要書類に所定の審査料を添えて学会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 日本核医学会専門医審査申請書（履歴書、臨床研修など臨床経歴を含む書類）(2) 医師免許証のコピー(3) 教育病院における5年以上の核医学研修についての指導責任者の証明書 <p><試験問題></p> <p>第23 条 試験問題は日本核医学会専門医制度研修カリキュラムによって出題する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 試験は核医学総論と各論よりなる。2. 核医学総論は必須とする。3. 核医学各論は、受験申請時に指定された領域の中から、1 領域を選択する。
学会の連携等の概要	当該学会主催の年次講演会及びセミナーに積極的に参加し、専門的知識を習得する。